

あかね台二丁目自治会 規約

第 1 条【名称】

本会は、あかね台二丁目自治会(以下、会という)と呼称する。

第 2 条【区域】

本会の区域は、横浜市青葉区あかね台二丁目の区域とする。

第 3 条【会員】

本会の区域内に居住する世帯主、またこれに準ずる者を会員とし、会への入会・脱会は妨げない。

第 4 条【目的】

本会は会員相互の親睦と防犯・防災に努め、住み良い住環境をつくり福祉を推進し、地域社会の発展を図ることを目的とする。

第 5 条【活動】

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 広報に関する活動
2. 防犯・防災及び交通安全に関する活動
3. 環境衛生に関する活動
4. 福利厚生及び地域振興に関する活動
5. 親睦に関する活動

第 6 条【主な活動場所】

本会は、主な活動場所をあかね台自治会館（横浜市青葉区あかね台 1-20-28）とする。

第 7 条【班及び班長とブロック長】

本会の運営を円滑にするため、自治会の区域内に居住する一定数の会員ごとに班を編成し、それぞれに班長を置く。また一定数の班をまとめてブロックを構成し、ブロック毎にブロック長を置く。班長及びブロック長の選出、職務、任期等については別に定める細則による。

第 8 条【役員・部長・副部長】

本会は前条の目的を達成するため次の役員・部長・副部長を置く。

役員 会長：1名、副会長：2名、総務：2～3名、会計：1～2名

部長 広報部・行事企画部・防犯防災部・福祉児童部・環境衛生部：各1名

副部長 広報部・行事企画部・防犯防災部・福祉児童部・環境衛生部：各1名

上記役員・部長・副部長は会員の中から選出し、総会において承認する。選出の方法等については別に定める細則による。

第 9 条【役員・部長・副部長の職務】

会長は本会を総括し会を代表する。

副会長は会長を補佐し、必要な場合にその職務を代行する。

総務は本会の総務全般(書記含む)の事務を行う。

会計は本会の会計の業務を行う。

各部長・副部長は役員と連携のうえ、担当業務内容においての業務を行う。

役員・部長・副部長は、必要に応じて担当以外の業務も支援し、相互に協力して職務を遂行する。

第 10 条【役員・部長・副部長の任期】

役員・部長・副部長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

補充により就任した役員・部長・副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

第 11 条【会計監査・会計監査補佐】

本会に会計監査、会計監査補佐を置く。

会計監査：1名以上 会計監査補佐：2名

会計監査、会計監査補佐は役員・部長・副部長と兼務することはできない。

会計監査は役員会の同意を経て会長が委嘱する。

会計監査補佐は総会において会員の中から選出する。

第 12 条【会計監査・会計監査補佐の職務】

会計監査は本会の会計を監査する。
会計監査補佐は会計監査の事務を補佐する。

第 13 条【会計監査・会計監査補佐の任期】

会計監査・会計監査補佐の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。
補充により就任した会計監査・会計監査補佐の任期は、前任者の残任期間とする。

第 14 条【顧問・相談役】

本会に顧問・相談役を置くことができる。
顧問・相談役は役員会の同意を経て会長が委嘱する。
顧問・相談役は会議に出席して意見を述べることができる。

第 15 条【総会】

総会は本会の最高議決機関とし、年 1 回会長が召集し開催する。
ただし、会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合は、臨時に開催することが出来る。
尚、議長は総会で選出する。また、総会は原則として 4 月末までに開催する。

1. 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 予算・決算に関すること。
 - (2) 役員を選任に関すること。
 - (3) 規約及び細則に関すること。
 - (4) その他重要な事項。
2. 総会の成立は会員の 2 分の 1 以上の出席を要する。
ただし、やむを得ない場合は委任状をもって出席にかえる事ができる。
3. 議事については、委任状も含めた出席会員の過半数で決定する。
尚、賛否同数の場合は議長の裁決により決定する。

第 16 条【班長会】

班長会は、自治会員に周知すべき役員からの報告事項や各種情報を共有し、また重要事項について協議、承認する。班長会は班長、役員等により構成され、原則として毎月一回会長が召集し、開催する。

1. 班長会の成立は構成員の 2 分の 1 以上の出席を要する。
2. 班長は役員会で確認、承認された各種資料を受領し、班員に回覧、周知させる。
3. 班長会は役員会や総会の付議事項以外の項目について協議、決定する。
4. 議事は出席者の過半数で決定する。尚、賛否同数の場合は会長の裁決により決定する。

第 17 条【役員会】

役員会は、自治会運営にあたっての重要事項を審議し、決定する。役員会は役員・部長等により構成され、原則として毎月 1 回会長が召集して開催する。また、必要のあるときは会長が随時召集する。

1. 役員会は役員数の過半数以上の出席を要する。
2. 役員会は、会長以下各役員・部長からの報告事項を共有し、自治会運営にあたっての重要事項を審議し、決定する。
3. 議事は出席者の過半数で決定する。尚、賛否同数の場合は会長の裁決により決定する。

第 18 条【経費】

本会の経費は会費・助成金・寄付金・その他の収入を以て充てる。

第 19 条【会費】

本会の会費は一世帯月額 300 円とする。尚、店舗・事業所についてはこの限りではない。
会計年度内に自治会員が転出する場合は転出する月の翌月以降分の会費を徴収済みの会費より返金する。会費集金時に転出が確定されている場合は月単位で計算した会費を徴収するものとする。

第 20 条【会計年度・会計監査】

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とし、その決算については、会計監査及び総会の承認を得なければならない。

本会の会計監査は、年 1 回とし年度会計監査を行うものとする。

第 21 条【慶弔関係】

慶弔に係わる事項については、別に定める細則による。

第 22 条【助成金】

本会の活動を支援・協働・協調する活動等をおこなう団体等で、本会の総会で議決を経たものについては助成金を出すことができる。
助成金を受けた団体等は、本会総会に活動報告及び収支報告を提出することとする。

第 23 条【慰労金】

1 年間の各種業務への御礼として、班長・役員に慰労金を支払う。慰労金については別に定める細則による。

第 24 条【個人情報】

会員より提供を受けた個人情報は、本会の活動に必要な範囲においてのみ利用する。個人情報の取扱いについては、別に定める「個人情報取扱ルール」に従う。

第 25 条【細則の制定】

本規約の施行のため、別に細則を定める。細則は総会の議決を経て会長が定める。

第 26 条【規約の施行】

本規約は平成 5 年 4 月 4 日より施行する。

平成 11 年 4 月 18 日 第 20 条【役員の再任】を追加。

平成 12 年 4 月 16 日 第 12 条【班長会】を追加。第 6 条【役員・委員】、第 7 条【役員の職務】、第 16 条【会計年度・会計監査】を改定。

平成 16 年 4 月 25 日 第 6 条【役員・委員】を改定。

平成 17 年 4 月 24 日 第 21 条【助成金】を追加。

平成 26 年 4 月 20 日 第 5 条【活動】を追加。第 6 条【役員・部長】、第 15 条【会費】を改定。第 22 条【個人情報】を追加。

平成 30 年 4 月 15 日 第 4 条【目的】、第 5 条【活動】、第 6 条【役員・部長・副部長】、第 7 条【役員・部長・副部長の職務】、第 8 条【役員・部長・副部長の任期】を改定。第 9 条【会計監査・会計監査補佐】、第 10 条【会計監査・会計監査補佐の職務】、第 11 条【会計監査・会計監査補佐の任期】を追加。第 18 条【会費】、第 19 条【会計年度・会計監査】、第 21 条【細則の制定】、第 22 条【役員の再任】を改定。旧第 19 条【規約の改廃】を廃止。

令和 3 年 3 月 1 日 第 23 条【助成金】第 2 項を追加。

令和 4 年 4 月 17 日 第 23 条【助成金】第 2 項を廃止。第 6 条【主な活動場所】を追加。

令和 6 年 4 月 14 日 第 7 条【班及び班長とブロック長】を新設、第 8 条【役員・部長・副部長】、第 9 条【役員・部長・副部長の職務】、第 15 条【総会】、第 16 条【班長会】、第 17 条【役員会】、第 22 条【助成金】を改定。第 23 条【慰労金】を新設。第 24 条【個人情報】、第 25 条【細則の制定】を改定（移動）。

あかね台二丁目自治会 細則

第 1 条【根拠】

自治会規約を施行するため、規約第 25 条【細則の制定】に基づき、本細則を定める。

<<班・班長及び役員細則>>

第 2 条【班長及びブロック長】

1. 自治会の区域内に居住する一定数の会員ごとに班を編成し、それぞれに班長を置く。また一定数の班を区域でまとめてブロックを構成し、ブロック毎にブロック長を置く。
2. 班長は、班内会員の輪番とし、その任期は 1 年とする。班長の交代は定期総会での次期班長の承認後に行う。ただし、諸事情により年度途中で交代があった場合は、本細則第 7 条の定めに従う。
3. 班長は、班内会員との連絡を密にし、次の役割を分担して、自治会活動の円滑な運営に協力する。
 - (1) 班員からの自治会に対する相談や要望を取り上げ、班長会に連絡、提案する。
 - (2) 県、市その他の公共機関、及び自治会からの連絡事項を班内会員に伝達する。
 - (3) 班員に起こった不幸、その他、環境、安全についての情報を、可能な限り速やかにブロック長あるいは役員に連絡する。
4. ブロック長は班長との連絡を密にし、次の職務を行う。
 - (1) ブロック内の各種事案について班長と情報を共有し、必要な対応を行う。また、役員会に事案の報告を行う。
 - (2) 自治会役員の会計に協力し、ブロック内の会費のとりまとめを支援する。

第 3 条【班長の選出】

各班の班長の選出は自治会の運営の公平性を維持するため、原則として輪番制とし、次のように定める。

1. 原則として住居配置順とする。
2. 過去の班長経歴を考慮し、輪番の均等化をはかる。

第 4 条【ブロック長の選出】

自治会区域内をブロック分けし、班長の中よりブロック長を選出する。

1. ブロック長はブロック内の班長の互選とする。
2. 過去の経歴を考慮し、選出の均等化をはかる。

第 5 条【役員・部長・副部長・班長の免除】

下記に該当する場合は、役員・部長・副部長・班長を免除することができる。

1. 高齢者（原則として 80 歳以上の方、または任期中に 80 歳を迎える方）、介護を必要とする方、健康上の理由等により引き受ける事ができない方。ただし、「引き受ける意思のある場合」及び「本人の代わりに班長を引き受けることができる近親者のいる場合」は 免除の対象とはしない。
2. 転居予定やその他やむを得ない事情により引き受ける事ができない方は、原則として選出時期あるいは任期開始の 3 ヶ月前までに理由を書面にて自治会に提出し、役員会にて承認を受ける。
3. 過去 10 年以内に役員・部長の任にあった場合、本人の希望があれば原則として選任を免除出来る。

第 6 条【班長の辞任・解任】

1. 転居やその他やむを得ない事情により、年度途中で班長の継続が困難となった場合は、原則として理由を書面にて自治会に提出し、役員会にて承認を得て辞任することができる。
2. 班長がこの規約に違反し、または班長としてふさわしくない行為が認められた場合、役員会の承認に基づき解任することができる。

第 7 条【班長欠員時の補充】

任期途中において班長の欠員が生じた場合、本細則第 3 条に従って、速やかに欠員の補充を行わなければならない。年度途中で選出された班長の任期が 6 ヶ月以上ある場合は、原則としてその任期を当該年度末までとし、次年度に繰り越さない。

第 8 条【班の構成】

1. 班の構成単位は原則として 15 戸前後をもって 1 班とする。
2. 30 戸を超えた班は、原則として 2 班に分割する。分割にあたっては役員会の承認を得る。
3. 10 戸以下の場合は、原則として近隣の班との再編成を調整する。再編成にあたっては役員会の承認を得る。
4. 班の再編成は、原則として、その必要が生じるか、近々生じると予想される年度に自治会であらかじめ検討・調整を行い、役員会の承認を得た上で翌年度に実施する。再編成にあたっては本細則第 3 条に従い、班長を選出する。

第 9 条【役員・部長・副部長の選出】

役員・部長・副部長は、次の規定に従って会員の中から選出し、総会において承認をする。

1. 満 18 歳以上の会員から選出する。
2. 役員・部長は、原則としてブロック長の互選とする。ただし、再任の場合はこの限りではない。
3. 監査と役員・部長・副部長は、相互に兼ねることはできない。

第 10 条【役員・部長・副部長の辞任・解任】

1. 役員・部長・副部長で、やむを得ない事情があるときは、会長の承認を得て辞任することができる。
2. 役員・部長がこの規約に違反し、または役員・部長としてふさわしくない行為が認められた場合、役員会の承認に基づき解任することができる。

第 11 条【役員・部長・副部長欠員時の補充】

任期途中において役員欠員が生じた場合、本細則第 7 条に従って、速やかに欠員の補充を行わなければならない。ただし、会長については、副会長が引き継ぐこととし、その他役員・部長・副部長については役員会で検討する。この場合、新たに選出した役員は例外として総会の承認を必要とせず、またその任期は規約第 7 条の定めによる。

第 12 条【慰労金】

班長、役員の前年度の業務への御礼として次の金額を支払う。

1. 班長慰労金 1,000 円
2. 役員慰労金 1,000 円

ただし、年度途中で交代があった場合については、任期が 6 ヶ月未満の場合は上記金額の 0.5、1 年をこえて 6 ヶ月以上延長された場合は 1.5 を乗じた金額とする。

<<会費細則>>

第 13 条【返金方法と返金できなかった会費の取り扱い】

自治会員が転出により集金済みの自治会費の返金が必要になった場合には、現金で返金することとする。ただし、すでに遠方へ転居している場合で現金での返金ができない場合には、郵便切手等の代替え手段での返金を行う。また、返金不要の意志が確認された場合もしくは連絡が取れない場合には、返金相当額を自治会への寄付として取り扱い会計処理を行うこととする。

<<慶弔細則>>

第 14 条【慶事】

自治会員の慶事に関するお祝は、小学校の入学祝、卒業祝、敬老祝等の福祉児童関連活動において別途定めるものに限る。

第 15 条【弔事】

自治会は、その所属する会員の同一世帯または同居家族に発生した弔事に対して金五千円を贈る。

ただし、大規模災害等が発生した場合においては、別途役員会で協議する。

第 16 条【弔事の連絡】

会員に弔事があったときは、所属する班の班長が自治会長に連絡して対処する。

第 17 条【返礼】

自治会は、本細則による慶弔金の返礼は受け取らない。

<<個人情報取扱いルール>>

第 18 条【個人情報の取り扱い】

個人情報の取り扱いは、「あかね台二丁目自治会 個人情報取扱いルール」に従う。

<<文書保存細則>>

第 19 条【文書保存細則】

文書の取り扱いは、「文書保存細則」に従う。

第 20 条【細則の施行】

本細則は平成 5 年 10 月 1 日より施行する。

平成 14 年 2 月 3 日改定。平成 26 年 4 月 20 日改定。平成 29 年 2 月 5 日改定。平成 30 年 4 月 15 日改定。

平成 31 年 3 月 31 日改定。令和 6 年 4 月 14 日改定。